「中小企業者等 L P ガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金」(第4弾) 実施要領

【申請受付期間】

令和7年11月10日(月) ~ 令和8年1月16日(金)

- ※土日祝日及び年末年始(12月29日(月)~1月2日(金))を除く、平日の 9時から17時まで
- ※郵送の場合は1月16日(金) 当日消印有効

【申請方法】

提出書類を下記申請先に郵送又は持参にて提出してください。

(郵送の場合、到着確認の問合せには応じかねるため、必要に応じて簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。)

【申請先】

主たる事業所の所在地を管轄する商工会議所、商工会又は青森県商工会連合会

名称	所在地	対象地域			
青森商工会議所	〒030-8515	青森市			
支援金事務局	青森市新町1-2-18	(浪岡地区を除く)			
弘前商工会議所	〒036-8567	弘前市			
支援金事務局	弘前市上鞘師町18-1	(岩木地区、相馬地区を除く)			
八戸商工会議所	〒031-8511	八戸市			
支援金事務局	八戸市堀端町2-3	(南郷地区を除く)			
黒石商工会議所	〒036-0307	 黒石市			
支援金事務局	黒石市市ノ町 5 – 2	<i>₩</i> ./□ (1)			
五所川原商工会議所	〒037-0052	五所川原市			
支援金事務局	五所川原市東町17-5	(金木地区、市浦地区を除く)			
十和田商工会議所	〒034-8691	 十和田市			
支援金事務局	十和田市西二番町4-11	1 100013			
むつ商工会議所	〒035-0071	むつ市(川内地区、大畑地区、			
支援金事務局	むつ市小川町二丁目11-4	脇野沢地区を除く)			
主たる事業所の所在地を					
管轄する商工会					
 青森県商工会連合会	〒030-0801	上記以外			
	青森市新町2-8-26				
又1反亚于1万円	青森県火災共済会館6階				

【電話相談窓口(フリーダイヤル)】

電話番号 0120-00-1441

【留意事項】

書類の到着確認や審査の経過についての個別の問合せはご遠慮ください。

第3版

令和7年10月16日

青 森 県

目 次

1	概要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1ページ
2	支援金の名称	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1ページ
3	給付額	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1ページ
4	対象者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2ページ
	要件1 LPガス・特別高圧電気使用	刊要	件		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2ページ
	要件2 事業継続意思要件	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2ページ
5	支援金の申請	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4ページ
	(1) 申請先(支援金事務局)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4ページ
	(2)申請受付期間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4ページ
	(3)申請方法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4ページ
	(4) 申請書の入手方法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5ページ
	(5)支援金に関する電話相談窓口	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5ページ
6	申請に必要な書類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6ページ
7	給付の決定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7ページ
8	誓約事項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8ページ
:	由請書添付資料一覧・・・		•			•	•	•	•							•	9ページ

「中小企業者等 L P ガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金」(第4弾) 実施要領

1 概要

エネルギー価格の高騰により、厳しい経営環境が続いている県内中小企業者等の負担 軽減を図るため、国の「電気・ガス料金支援」の対象外となっている「LPガス」や 「特別高圧電気」を使用する県内中小企業者等に対し、その使用量に応じた支援金を 給付する。

2 支援金の名称

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金(第4弾)

3 給付額

以下の「(1) LPガス分」の額と「(2) 特別高圧電気分」の額の合計額

(1) LPガス分

以下の対象期間における「LPガス」の使用量(青森県内の事業所の使用分に限る。)に、それぞれ対象期間ごとに定める支援単価を乗じた額(ただし、1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)

対象期間	LPガスの支援単価				
令和7年7月分、9月分	1 立方メートル (m³) 当たり 1 7 円				
令和7年8月分	1 立方メートル (m³) 当たり 2 1 円				

(2) 特別高圧電気分

以下の対象期間における「特別高圧電気」の使用量(青森県内の事業所の使用分に限る。)に、それぞれ対象期間ごとに定める支援単価を乗じた額(ただし、対象期間ごとに算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。また、対象期間ごとに定める上限額を1か月当たりの給付額の限度とする。)

対象期間	特別高圧電気の支援単価	上限額			
令和7年7月分、9月分	1キロワットアワー(kWh)	1か月当たり			
	当たり0.7円	14万円			
令和7年8月分	1キロワットアワー(kWh)	1か月当たり			
	当たり0.9円	17万円			

※「LPガス」

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第1項に規定する「液化石油ガス」をいう。

※「特別高圧電気」

電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第2条 第1項第3号に規定する「特別高圧」で供給を受ける電気をいう。

4 対象者

申請時点で、青森県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主*であって、要件1及び要件2のいずれにも該当する者

要件1 LPガス・特別高圧電気使用要件

業務用LPガス又は特別高圧電気について、<u>令和7年7月分から9月分まで</u>の使用があること。

- ※主に業務で使用されているLPガスが対象であり、主に家庭で使用されている LPガス(青森県消防保安課が実施する「青森県LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業(第4弾)」に基づき料金が減額されているもの)は対象外
- ※国の「電気・ガス料金支援」の対象となっている都市ガスや低圧電気、高圧電気は対象外

要件2 事業継続意思要件

申請時点で、青森県内で事業を営んでおり、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継続していく意思があること。

※「中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主」の範囲は、 下記①の中小企業者(会社及び個人事業主)又は②に該当する法人

①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(会社及び個人事業主)

	中小企業者の要件								
業種	(下記のいずれかを満たすこと)								
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数							
ア 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(イ~エを除く)	3億円以下	300 人以下							
イ 卸売業	1億円以下	100 人以下							
ウ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下							
エ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下							

② ①に該当しない団体であって法人格を有する者(中小企業以外の法人) 特定非営利活動法人(NPO法人)、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、 学校法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、企業組合、事業協同組合など

ただし、以下の者は対象外となる。

- ○青森県が実施する以下の事業に係る支援金等の給付対象である者
 - ・タクシー事業継続特別対策事業費補助(令和6年度2月補正予算)
 - ・トラック運送事業者事業継続支援事業費補助(令和6年度2月補正予算)
 - 医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業(令和7年度9月補正予算)
- ○日本標準産業分類における電気業又はガス業に該当する者
- ○国、県及び市町村
- ○法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人
- ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122 号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」 を行う者
- ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当する事業者並びに当該暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している事業者
- ○政党その他の政治団体、宗教上の組織若しくは団体及び任意団体
- ○その他、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

5 支援金の申請

(1) 申請先(支援金事務局)

主たる事業所の所在地を管轄する商工会議所、商工会又は青森県商工会連合会

名称	所在地	対象地域
青森商工会議所 支援金事務局	〒030-8515 青森市新町1-2-18	青森市 (浪岡地区を除く)
弘前商工会議所 支援金事務局	〒036-8567 弘前市上鞘師町18-1	弘前市 (岩木地区、相馬地区を 除く)
八戸商工会議所 支援金事務局	〒031-8511 八戸市堀端町2-3	八戸市 (南郷地区を除く)
黒石商工会議所 支援金事務局	〒036-0307 黒石市市ノ町5-2	黒石市
五所川原商工会議所 支援金事務局	〒037-0052 五所川原市東町17-5	五所川原市 (金木地区、市浦地区を 除く)
十和田商工会議所 支援金事務局	〒034-8691 十和田市西二番町4-11	十和田市
むつ商工会議所 支援金事務局	〒035-0071 むつ市小川町二丁目11-4	むつ市 (川内地区、大畑地区、 脇野沢地区を除く)
主たる事業所の所在地を 所管する商工会		· 上記以外
青森県商工会連合会 支援金事務局	〒030-0801 青森市新町2-8-26 青森県火災共済会館6階	上。ロレン人クト

(2) 申請受付期間

令和7年11月10日(月)~令和8年1月16日(金)(郵送の場合は当日消印有効)

※土日祝日及び年末年始(12月29日(月)~1月2日(金))を除く、平日の9時から17時まで

(八戸商工会議所は平日の10時から17時まで)

(3) 申請方法

「6 申請に必要な書類」を上記の申請先に「郵送」又は「持参」により申請する。

- ★郵送の場合、到着確認の問合せには応じかねるため、必要に応じて簡易書留など 郵便物の追跡ができる方法で郵送すること。
- ★切手(送料は申請者負担)を貼付の上、封筒に差出人の住所及び氏名を必ず記載すること。

(4) 申請書の入手方法

①県庁ホームページからダウンロード (ホームページ準備中) (インターネットで「青森県 中小企業 LP ガス 第4弾」を検索)



- ②以下の場所で申請書を配布予定(11月中旬から)
 - · 県庁正面玄関受付
 - ・県の合同庁舎
 - 県内各商工会議所
 - 県内各商工会
 - 青森県商工会連合会
- ※ 前回の第3弾(令和6年8月分から10月分まで及び令和7年1月分から3月分まで)の支援金の給付を受けた事業者には、直接申請書を一斉発送する。(11月発送予定)

だたし、住所変更などにより申請書が届かなかった場合には、上記の方法で入手する。

(5) 支援金に関する電話相談窓口

- · 開 設 日 令和7年11月4日(火)~令和8年1月30日(金)
- ・開設時間 9時~17時(土日祝及び年末年始(12月29日(月)~1月2日(金))除く)
- ・電話番号 0120-00-1441

6 申請に必要な書類

「中小企業者等 L P ガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金(第4弾)申請書添付 資料一覧」のチェックリストの活用を推奨

(1) 中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金(第4弾)申請書(様式1(LPガス)・様式2(特別高圧電気))

※事業所等が複数ある場合は「事業所等が複数ある場合の内訳表」も提出

(2) 令和7年7月分から9月分までのLPガス又は特別高圧電気の県内事業所における使用量が確認できる書類

LPガス販売事業者や電力会社が発行した「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」「使用量通知書」などの写し

(3) 振込先口座が確認できる書類

申請者名義の預金通帳の表紙と表紙の裏の見開き (カタカナでの名義・口座番号 等が記載されている部分) の写し

前回の第3弾(令和6年8月分から10月分まで及び令和7年1月分から3月分まで)の支援金の給付を受けていない場合は、上記に加えて(4)~(5)を提出すること

(4) LPガス分について、青森県消防保安課が実施した「LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」に基づき12月分等の料金が減額されていないことが確認できる 書類

LPガス販売事業者が発行した「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」 「使用量通知書」又は「証明書」などの写し

- ※ 提出書類は、LPガス販売事業所ごとに異なるため、県のホームページを 確認するか、LPガス販売事業者に問い合わせること。
- ※ 提出書類を申請受付期間中に準備できない場合は、申請受付期間中に(4) を除いた書類で申請を済ませ、書類発行後、速やかに提出すること。 なお、令和8年1月30日(金)までに提出がない場合は、申請が取り下げ られたものとして扱う。
- (5) 本人確認書類(個人事業主のみ)

住所・氏名・顔写真等が確認できる書類の写し

- (例) 運転免許証(両面)、運転経歴証明書、個人番号カード表面(顔写真のある面)、写真付き住民基本台帳カード、パスポート(住民票の写しを添付)など
 - ※ 裏面(マイナンバーが記載された面)は提出しない。
 - ※ 顔写真等が確認できる書類を提出できない場合は、住民票の写 しと健康保険証の写しの両方を提出する。

7 給付の決定

- (1)給付が決定した場合には給付決定通知を、不給付が決定した場合は不給付決定通知を、それぞれ支援金事務局(各商工会議所または青森県商工会連合会)から申請者に送付する。
- (2) 必要な書類が揃ってから3週間程度で支援金を給付する。
- ※本支援金の支給要件を満たさない申請については、原則として、支援金事務局から申請者に申請書等を返却する。

8 誓約事項

申請者は次に掲げる事項について誓約の上、申請書を提出するものとする。

- (1) 申請時点で、青森県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の 法人又は個人事業主であって、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継 続する意思を有していること。
- (2) 支援金の対象者の要件を満たしており、対象外となる者に該当しないこと。
- (3) 支援金の給付を受けた後で、家庭用として青森県消防保安課が実施する「青森県LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業(第4弾)」の値引きを受けた場合は、申請した支援金事務局へ自ら申し出の上、本支援金の返還に応じること。
- (4) 支援金の給付を受けた後で、給付決定が取り消された場合は、本支援金の返還に応じること。
- (5) 提出した書類に軽微な記載の誤り等がある場合には、本支援金事務局がその誤りを訂正すること。
- (6) 県や本支援金事務局から、追加書類の提出など検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。
- (7) 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、事業者名が公表されること。
- (8) 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員が、暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又 は同条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない こと。また、上記の暴力団、暴力団員が、申請者の経営に事実上参画していないこ と。

営業していないにもかかわらず営業実態があるように見せかける、LPガスや 特別高圧電気の使用を偽装するなどの虚偽申請は絶対に行わないこと。

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金(第4弾) 申請書添付資料一覧							
1 [様式1] 中小企業者等 L P ガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金(第4弾)申請書 (LPガス分)							
2 業務用のLPガスを使用していることが確認できる書類							
令和7年7月分から9月分までのLP ガスの使用量が確認できる書類							
3 [様式2] 中小企業者等 L P ガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金(第4弾)申請書 (特別高圧電気分)							
4 特別高圧電気を使用していることが確認できる書類							
令和7年7月分から9月分までの特別 高圧電気の使用量が確認できる書類 電力会社が発行した「売上票」「検針票」「使用量のお 知らせ」「請求書」「使用量通知書」など【写】							
5 振込先口座が確認できる書類							
申請者名義の預金通帳の表紙と裏の見開き(カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分)の【写】							
※LPガス分のみの申請の場合は、特別高圧電気分の申請様式は不要							
前回の第3弾(令和6年8月分から10月分まで及び令和7年1月分から3月分まで)の支援金のを受けていない場合は、上記1~5に加えて6~7を提出すること	 D給付						
6 県が実施する「LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業(第4弾)」に基づき令和7年12月分 等の料金が減額されていないことが確認できる書類							
LPガス販売事業者が発行した令和7年12月分等の「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」「使用量通知書」又は「証明書」など【写】 ※提出書類は、県のホームページやLPガス販売事業者から確認 ※提出書類を申請受付期間中に準備できない場合は、申請受付期間中に「6」を除いた書類で申請を済ませ、書類発行後、速やかに提出すること。なお、令和8年1月30日(金)までに提出がない場合は、申請が取り下げられたものとして扱う。							
7 【個人事業主のみ】本人確認書類							
運転免許証(両面)、運転経歴証明書、個人番号カード表面**【写】など ※顔写真のある面。裏面(個人番号が記載された面)は提出しないこと ※前回分の支援金の給付を受けている場合は不要							